

2019年12月14日

【2019年12月14日理事会承認】

選手強化委員会

2020年度ナショナルチーム選手選考基準及び海外派遣暫定要綱

第1条 (目的)

1. 本要綱「以下暫定要綱という。」は、東京2020オリンピック競技大会「以下東京2020という。」でのメダル獲得への選手強化のための国際大会派遣及び選手強化事業対象選手に関して必要な事項を定める。
2. 東京2020代表選手選考については、別に定める要綱のとおりとする。

第2条 (定義)

1. この要綱で使用する用語の定義を次のように定める。
 - (1) ナショナルチームは日本を代表し、東京2020でのメダルを獲得するために編成されたチームをいう。チームは、選手強化委員会の管理、監督下に置く。
 - (2) ナショナルチーム選手「以下NT選手という。」は、日本代表選手としてふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね揃え選手とし、2020年4月1日から東京2020終了までは、東京2020日本代表選手及び補欠選手とする。
 - (3) ナショナルチームスタッフ「以下NTスタッフという。」は、選手強化委員会委員及びナショナルチームの技術的サポート、医科学情報戦略サポート等を担当する者をいう。

第3条 (ナショナルチームの編成)

1. ナショナルチームの編成は、ナショナルコーチ、専任コーチングディレクター、日本代表選手、NTスタッフ、その他選手強化委員会が認めた者をもって構成する。

ナショナルチームの編成の年度は、4月1日から翌年3月31日までの協会活動年度を基本とする。

第4条 (対象種目)

1. ナショナルチームの対象とする競技種目は、東京2020の実施種目とする。

<ライフル>4種目

- (1) 男子10mエアライフル (AR60) 及び50mライフル3×40 (FR3×40)
- (2) 女子10mエアライフル (AR60W) 及び50mライフル3×40 (R3×40)

<ピストル>4種目

- (1) 男子10mエアピストル (AP60) 及び25mラピッドファイアピストル (RFP)
- (2) 女子10mエアピストル (AP60W) 及び25mピストル (SP)

第5条 (NT選手選考)

1. 2019年度末でのNT選手は、2020年度に移行、継続しない。
2. 東京2020後のNT選手認定については、東京2020終了後に2024パリオリンピック競技大会に向けて作成する新NT選手選考基準及び海外派遣要綱「以下新NT要綱という。」により規定する。

新NT要綱でのNT選手選考対象試合は、下記のとおりとする。

<ライフル選考対象試合>

- ・2019年東京2020選手選考第1次選考会 (50m・10m)
- ・2019年第14回アジア選手権大会 (ドーハ)
- ・2020年3月NT選考記録会 (50m・10m)
- ・東京2020最終選考会 (10m)
- ・東京2020テストマッチ
- ・東京2020
- ・全てのWC
- ・2020年度NT選考会 (50m、10m)
- ・全日本選手権 (50m、10m)
- ・全日本選抜 (50m、10m)

<ピストル選考対象試合>

- ・2019年第14回アジア選手権 (ドーハ)
- ・2019年度東京2020選手選考第1次選考会 (25m・10m)
- ・2020年2月冬季NT選考会 (25m)
- ・2020年3月NT選考記録会 (10m)
- ・東京2020最終選考会 (10m)
- ・東京2020テストマッチ
- ・東京2020
- ・全てのWC
- ・2020年度NT選考会 (25m、10m)
- ・全日本選手権 (25m、10m)
- ・全日本選抜 (10m)

※海外留学等、海外で活動している選手については、対象試合について別途考慮することができる。

3. 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に反する選手は、東京2020及び海外派遣等の強化事業の対象から外れる。

第6条（強化事業への派遣対象選手）

1. 東京2020日本代表選手は、2020年4月1日から東京2020終了時までの間において、国際大会及び国内外合宿等への派遣、参加を最優先される。東京2020の補欠選手については、同強化事業に参加させることができる。
2. 国際大会等の派遣選手の選考については、理事会の承認を受けた本暫定要綱に基づき、選手強化委員会で決定し、理事会に報告する。

(1) 各大会の派遣人数については種目により異なり、派遣種目、人数は選手強化委員会で決定する。

(2) WCに選ばれた派遣選手については、出場種目以外の別の種目に選手強化委員長の判断で出場させることができる。

(3) 派遣対象試合及び選手選考方法

(ア) 東京2020テストマッチ（朝霞 4月）

東京2020日本代表選手とする。

主催する東京2020オリンピック・パラリンピック組織委員会から別途出場枠が認められる場合は、補欠選手を優先する。更に認められる場合は、最終選考会の上位者を優先する。エントリーの日程等により出場選手を選定できない場合は、別途考慮して決定する。

(イ) WC

・WCミュンヘン大会（ドイツ 6月）

東京2020日本代表選手とする。

補欠選手については、派遣の必要があると判断した場合は、派遣することができる。

・WCバクー大会（アゼルバイジャン 6月）

東京2020日本代表選手とする。

補欠選手については、派遣の必要があると判断した場合は、派遣することができる。

経費その他の事由により、選手を派遣しないことがある。

第7条（NT選手及び日本代表選手の行動規範）

1. ナショナルチーム構成員は、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない。
2. 日本代表選手及び候補者が以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止するものとする。

(1) 正当な事由がなく無断でナショナルチーム合宿を欠席したもの。

- (2) 選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの。
- (3) ナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正の求めに応じないもの。
- (4) 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの。
- (5) ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの。

第8条 (NTランキング)

1. NTランキングは、新要綱が決定されるまでは、選考対象とする国際大会（12か月間有効）及び国内試合（8か月間有効）の上位成績3試合の平均点数で表す前年度の方式により決定し、協会ホームページに公表する。ただし、新NT要綱が決定された場合は、現在のNTランキングを廃止する。

第9条 (要綱の改正等)

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する。

付則

1. 本暫定要綱は、2020年4月1日から適用する。
2. 東京2020が終了し、新要綱が施行されるまでの間は、本暫定要綱を適用する。